

市第 160 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（
平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及
び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）
を除く。第 13 条第 2 項において同じ。）」を加え、同条の次に次
の 1 条を加える。

第 6 条の 2 障害児入所施設等においては、消火設備その他非常
災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具
体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び
連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければな
らない。

2 障害児入所施設等においては、非常災害に備えるため、避難
及び消火に対する訓練にあつては毎月 1 回、救出その他必要な

訓練にあつては定期的に行わなければならない。

- 3 障害児入所施設等においては、前項の訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設等においては、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。
- 3 障害児入所施設等においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第13条第2項中「又は」を「及び」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害児入所施設等においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話

装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること

。

第27条第9項中「。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第65条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第10項中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき1人以上、少年おおむね5人」を削る。

第84条第1項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「) を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他省令の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。

) を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次の各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第84条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項本文に規定する職員及び看

護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員」に改める。

第96条第3項中「よる大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

(横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士（」を「又は保育士（」に改め、「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を削り、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「）を」の次に「、日常生活及び

社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、
喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要と

する障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員

を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）」を「第1項（第1号を除く。）、第2項、第4項及び第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号及び次項」を「第4項第1号及び第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を、「数を」の次に「同項第2号アの」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「の各号に掲げる従業者

」の次に「（第 2 項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第 3 号に掲げるものを除く。）」を、「数を」の次に「第 1 項第 2 号アの」を加え、同項に次の 1 号を加え、同項を同条第 4 項とする。

(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては、看護職員 医療的ケアを行うために必要な数
第 7 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第 24 条第 4 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第 28 条第 5 項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 38 条中「第 44 条」を「第 44 条第 1 項」に改める。

第 39 条に次の 1 項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の 2 指定児童発達支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第41条に次の 1 項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第 2 項中「は、」の次に「当該」を加え、「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の

予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための

対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第56条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第71条後段中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介

護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第73条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者

」を「又は保育士」に改め、同条第 3 項を削る。

第 81 条の 3 第 2 項中「の学部で、」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第 81 条の 9 中「第 39 条」の次に「、第 39 条の 2」を加える。

第 89 条中「第 39 条」の次に「、第 39 条の 2」を加え、同条後段中「第 44 条」を「第 44 条第 1 項」に改める。

第 90 条第 1 項中「第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 7 条」を「第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 7 条（第 3 項及び第 7 項を除く。）」に、「第 73 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項」を「第 73 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に、「「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項」を「同条第 3 項及び第 5 項」に、「多機能型事業所」と、同条第 3 項」を「多機能型事業所」と、同条第 4 項」に、「指定通所支援」と、同条第 4 項」を「指定通所支援」と、同条第 5 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 8 項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項」を「同条第 3 項及び第 5 項」に改め、同条第 2 項中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条第 6 項」に、「第 73 条第 5 項」を「第 73 条第 6 項」に改める。

附則第 3 項中「第 7 条第 1 項第 2 号ア及び第 3 項第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号ア及び第 4 項第 1 号」に、「同条第 3 項第 1 号」を「同条第 4 項第 1 号」に改める。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号ア(ア)中「4.3」を「4」に改め、同号ア(イ)中「である乳児又は幼児（同条第 3 項第 3 号及び第53条第 1 項第 2 号において「乳幼児」という。）」及び「及び障害児である少年の数を 5 で除して得た数の合計数」を削り、「合計数に」を「数に」に改める。

第 5 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第 6 条第 3 項第 3 号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」に改める。

第22条第 5 項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第35条中「第41条において」を「以下」に改める。

第36条に次の 1 項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の 2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第38条に次の 1 項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第 2 項中「又は」を「及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第43条に次の 1 項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防
止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のため
の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う
ことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、
その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、
虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
こと。

第58条後段中「第41条」を「第41条第 1 項」に改める。

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一
部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例（平成30年 3 月横浜市条例第35号）の一部
を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成33年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に
改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第12条の2、第2条の規定による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第39条の2（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び第3条の規定による改正後の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新指定入所施設等基準条例」という。）第36条の2（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新設備運営基準条例第12条の2第1項、新指定通所支援基準条例第39条の2第1項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第12条の2第2項、新指定通所支援基準条例第39条の2第2項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新設備運営基準条例第12条の2第3項、新指定通所支援基準条例第39条の2第3項及び新指定入所施設等基準条例第36条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新設備運営基準条例第

13条第3項、新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。

）及び新指定入所施設等基準条例第39条第2項（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第3条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）並びに新指定入所施設等基準条例第3条第4項及び第43条第2項（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の適正化のための措置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設等基準条例第42条第3項（新指定入所施設等基準条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（従業員の員数等に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に存する横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）第64条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第65条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に存する条例第65条第8項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第65条第10項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の条例第84条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第84条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 9 この条例の施行の際現に指定（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項の指定をいう。附則第14項において同じ。）を受けている第2条の規定による改正前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 10 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第 6 条第 3 項及び第 7 項の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間、同条第 3 項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、新指定通所支援基準条例第 6 条第 7 項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 11 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第 56 条第 1 項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（同項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者をいう。）（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 13 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第 56 条第 3 項の規定は、令和 5 年 3 月 31 日までの間、なお

その効力を有する。

- 14 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第73条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第73条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 16 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（同項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者をいう。）（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 17 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第79条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 18 この条例の施行の際現に指定（法第24条の2第1項の指定をいう。次項において同じ。）を受けている第3条の規定による改正前の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に

関する条例（以下「旧指定入所施設等基準条例」という。）第 5 条第 1 項第 3 号ア(7)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設等基準条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(7)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

- 19 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設等基準条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(1)に規定する主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設等基準条例第 5 条第 1 項第 3 号ア(1)の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(非常災害の対策)

第 6 条 児童福祉施設 (障害児入所施設及び児童発達支援センター
(以下「障害児入所施設等」という。)を除く。第 13 条第 2 項に
おいて同じ。)においては、消火器等の消火用具、非常口その他
非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体
的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう
努めなければならない。

(第 2 項省略)

第 6 条の 2 障害児入所施設等においては、消火設備その他非常災
害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的
な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体
制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等においては、非常災害に備えるため、避難及
び消火に対する訓練にあつては毎月 1 回、救出その他必要な訓練
にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等においては、前項の訓練の実施に当たって、
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 障害児入所施設等においては、感染症、非常災害等の
発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支
援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務

再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等においては、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等においては、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 （第1項省略）

2 児童福祉施設においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等においては、感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防

及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

(職員)

第 27 条 (第 1 項から第 8 項まで省略)

9 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。第 58 条第 4 号及び第 5 号、第 96 条第 3 項並びに第 104 条第 4 号において同じ。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

第 65 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 第 1 項の福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を $\frac{4}{4.3}$ で除して得た数以上とする。ただし、児童 30 人以下を入所させる施設にあっては、当該総数に 1 人以上を加えるものとする。

(第 4 項から第 9 項まで省略)

10 第 8 項の福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね 4 人につき 1 人以上、少年おおむね $\frac{5}{5}$ につき 1 人以上とする。ただし、児童 35 人以下を入所させる施設にあっては、当該総数に 1 人以上を加えるものとする。

(第 11 項から第 13 項まで省略)

(職員)

第 84 条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせるもの及び主として重症心身障害児を通わせるものを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他省令の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ児童 40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を当該各号に定める職員、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 児童 40 人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第 48 条の 3 第 1 項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 20 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員
- 2 前項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

（第 3 項から第 5 項まで省略）

- 6 第 4 項の福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を 4 で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4 人以上でなければならない。
- 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童 40 人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

（第 8 項及び第 9 項省略）

（職員）

第 96 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学~~若しくは大~~
~~学院~~において心理学を専修する学科、~~研究科~~若しくは~~これら~~
~~これ~~に相当する課程を修めて卒業した者又は当該大学において心理学に関
する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第 102 条
第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個
人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年
以上の経験を有するものでなければならない。

（第 4 項から第 6 項まで省略）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基
準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業
者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、~~責任~~
~~者の設置その他の~~必要な体制の整備を行うとともに、その従業者
に対し、研修の実施その他の措置を~~講じなければ~~
~~講ずるよう努めなければ~~なら
ない。

（従業者の員数）

第 6 条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支
援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童
発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるもの
を除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその

員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）第 27 条第 3 項の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ及び第 2 号省略）

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所におおいて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

る基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「省令」という。）
の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。
）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行
う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をい
う。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、
この場合
次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないこ
において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごと
とができる。
にその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提
供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、
保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができ
る。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事
業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを
行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法
（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所
である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等
（同法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。
）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自ら
の事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第 48 条の 3 第
1 項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場
合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法
附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）に
おいて、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に
規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害

児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 20 条第 1 項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

$\frac{4}{3}$ 前 3 項
前 2 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第 4 号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

（第 1 号省略）

(2) 看護職員 （保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 1 人以上

（第 3 号から第 5 号まで省略）

$\frac{5}{4}$ 第 1 項第 1 号、 $\frac{第 3 項}{第 2 項}$ 及び前項ただし書の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

$\frac{6}{5}$ 第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士
者、保育士又は障害福祉サービス経験のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

$\frac{7}{6}$ 第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合にお
第 1 項第 1 号

ける第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合計数
、保育士及び障害福祉サービス経
験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

$\frac{8}{7}$ (本文省略)

第 7 条 (第 1 項省略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを訓練担当職員を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場

合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないこと
において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総
数に含めることができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合におい

ては、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

$\frac{4}{3}$ 前 2 項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第 1 項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第 2 項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第 3 号に掲げるものを除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあっては、看護職員 医療的ケアを行うために必要な数

$\frac{5}{4}$ 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第 1 項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を同項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

$\frac{6}{5}$ 第 1 項第 2 号ア、第 4 項第 1 号及び第 8 項第 3 項第 1 号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第 1 項第 2 号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は

、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第1項（第1号を除く。）、第2項、第4項及び第5項
6 第1項から第4項まで（第1項第1号を除く。）に規定

する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（通所利用者負担額の受領）

第24条 （第1項から第3項まで省略）

4 前項第1号に掲げる費用については、省令
児童福祉法に基づく指定

通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年
厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

（第5項及び第6項省略）

（児童発達支援計画の作成等）

第28条 （第1項から第4項まで省略）

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

（第6項から第10項まで省略）

（運営規程）

第 38 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第 44 条第 1 項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 12 号まで省略）

（勤務体制の確保等）

第 39 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 39 条の 2 指定児童発達支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（非常災害の対策）

第 41 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 42 条 (第 1 項省略)

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に必要な掲げる措置を講じなければならない。
措置を講ずるよう努めなければ

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 44 条 (第 1 項省略)

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第 45 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(第 2 項省略)

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第 46 条 (第 1 項省略)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待

の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ
と。

(地域との連携等)

第 52 条 (第 1 項省略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第 56 条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員 又は保育士 基準該当
、保育士又は障害福祉サービス経験者
児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら
当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員 又は保育士
、保育士
士
又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障

害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

(ア、イ、第2号及び第2項省略)

-
- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
(準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。
この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第44条第1項中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第70条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所

(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員又は保育士、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
(ア、イ及び第 2 号省略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。^{たこ}ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。ビスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一

環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

- $\frac{4}{3}$ 前 3 項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる前 2 項の指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第 4 号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- $\frac{5}{4}$ 第 1 項第 1 号、第 3 項及び前項ただし書の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に 1 人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

- $\frac{6}{5}$ 第 1 項第 1 号の児童指導員又は保育士、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

7 第 3 項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合にお
6 第 1 項第 1 号
ける第 1 項第 1 号の児童指導員 又は保育士の合計数
、保育士及び障害福祉サービス経
験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8
7 (本文省略)

(従業者の員数)

第 79 条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員 又は保育士
、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員 又は保育士
、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

(ア、イ、第 2 号及び第 2 項省略)

3 第 1 項第 1 号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験
者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
(従業者の員数)

第 81 条の 3 (第 1 項省略)

- 2 前項第 1 号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得した日又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学 (短
の学
期大学を除く。)若しくは大学院において心理学を専修する学科部で、

、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、障害児について日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(第3項省略)

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条の7第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条(第3項及び第9項を除く。)及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とある

のは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条第2項、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条（第3項及び第9項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「第89条において準用する第81条の8の運営規程の概要、従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第81条の6中「又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族」とあるのは「、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機

能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第 6 条第 1 項
第 6 条第 1 項
から第 3 項まで及び第 5 項、第 7 条（第 3 項及び第 7 項を除く。
、第 2 項及び第 4 項、第 7 条
）、第 63 条、第 73 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項、第 81 条の
第 73 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 83 条の規定の適用については、第 6
 条第 1 項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。
 ））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定児童
 発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定
 児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第
3 項及び第 5 項
児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第 4 項
 中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第 7 条
 第 1 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業
 所」と、同項第 2 号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定
 通所支援」と、同条第 2 項中「指定児童発達支援事業所」とある
 のは「多機能型事業所」と、同条第 4 項中「指定児童発達支援事
 業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定児
 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 5 項中「指
 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条
同条
第 6 項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、
第 5 項
同条第 8 項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型
同条第 6 項
 事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援
 の」と、第 63 条第 1 項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支
 援事業所」という。）」とあり、並びに同条第 2 項及び第 3 項中
 「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所
 」と、第 73 条第 1 項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービ
 ス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項

第 1 号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 3 項及び第 5 項
「指定放課後等デイサービスの」
中「指定放課後等
指定通所支援の」と、同条第 4 項
「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第 81 条の 3 第 1 項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定居宅訪問型児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 3 項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第 83 条第 1 項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 1 号中「指定保育所等訪問支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 2 項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第 6 条第 6 項
第 6 条第 6 項
第 6 項 及び 第 73 条第 6 項
第 73 条第 5 項 の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

附 則

（第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 整備法附則第 22 条第 2 項の規定により新法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされている者に対する 第 7 条第 1 項
第 7 条第 1 項
第 2 号ア 及び 第 4 項第 1 号
第 2 号ア 及び 第 3 項第 1 号 の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 2 号ア中「指定児童発達支援の単位ごとに通じてお

おむね障害児の数を 4 で除して得た数以上」とあるのは「通じて
 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を 4 で除して得た数及び
 障害児である少年の数を 7.5 で除して得た数の合計数以上」と、
~~同条第 4 項第 1 号~~
~~同条第 3 項第 1 号~~中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごと
 に 4 人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当す
 る職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を
 担当する職員をいう。） それぞれ 2 人以上」とする。

横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基
 準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
 （~~下段~~ 現行）

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用す
 る障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、~~責任者の設置その
 必要~~必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修
 の実施その他の措置を ~~講じなければ~~
~~講ずるよう努めなければ~~ ならない。

（従業者の員数）

第 5 条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数
 は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を入所させる
 指定福祉型障害児入所施設にあつては第 4 号の栄養士を、調理業
 務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第 5 号
 の調理員を置かないことができる。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 児童指導員（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関

する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）第 27 条第 3 項の児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）

ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア) から (ウ) までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに定める数

(ア) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を $\frac{4}{4.3}$ で除して得た数以上（30 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上）

(イ) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第 2 項第 2 号及び第 4 項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。同条第 2 項第 3 号において同じ。）（同条第 1 項ただし書において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児 $\frac{\text{である}}{\text{である}}$ $\frac{\text{乳児又は幼児（同条第 3 項第 3 号及び第 53 条第 1 項第 2 号）}}{\text{において「乳幼児」という。}}$ の数を 4 で除して得た数 $\frac{\text{及び}}{\text{及び}}$ $\frac{\text{障害児である少年の数を 5 で除して得た数の合計数}}{\text{合計数}}$ 以上（35 人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該 $\frac{\text{数に}}{\text{合計数に}}$ 1 を加えた数以上）

(ウ)、イ、ウ、第 4 号から第 6 号まで及び第 2 項省略)

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当

する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- $\frac{4}{3}$ 第 1 項各号（第 1 号を除く。）及び~~第 2 項~~^{前項}に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第 1 項第 4 号の栄養士及び同項第 5 号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（設備）

第 6 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 1 項の居室の基準は、次のとおりとする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、~~乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）~~のみの一の居室の定員は 6 人以下とし、1 人当たりの床面積は 3.3 平方メートル以上とすること。

（第 4 号、第 4 項及び第 5 項省略）

（入所支援計画の作成等）

第 22 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

（第 6 項から第 10 項まで省略）

(運 営 規 程)

第 35 条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下第 41 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号 から 第 10 号 まで 省 略)

(勤 務 体 制 の 確 保 等)

第 36 条 (第 1 項 から 第 3 項 まで 省 略)

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業 務 継 続 計 画 の 策 定 等)

第 36 条 の 2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(非 常 災 害 の 対 策)

第 38 条 (第 1 項 及 び 第 2 項 省 略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 39 条 (第 1 項省略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように必次に掲げる措置を講じなければ要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第 41 条 (第 1 項省略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第 42 条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為 (以下 次項において 「身体拘束等」という。) を行つてはならない。

(第 2 項省略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第 43 条 (第 1 項省略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐

待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第 58 条 第 7 条から第 17 条まで、第 19 条、第 21 条から第 39 条まで、第 41 条から第 45 条まで、第 46 条第 1 項、第 47 条から第 50 条まで及び第 52 条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第 17 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 55 条第 1 項」と、第 30 条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第 33 条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第 41 条第 1 項中「前条第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」とあるのは「第 57 条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例（抜粋）

(上段 改正案
下段 現 行)

附 則

(第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 5 条第 4 項及び第 6 条第 6 項の規定の適用を受けている指定福祉型障害児入所施設（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 2 条第 1 号の指定福祉型障害児入所

施設をいう。) については、第 3 条の規定による改正後の横浜市
指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの
平成 33 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。